

一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会
倫理規程

2012年12月17日制定

2023年 6月23日改定

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会（以下「本会」という）会員（以下会員という）が価格開示方式[®]のプロジェクトにおける業務及びそれに付随する業務（以下「業務」という）を遂行する上で遵守すべき理念・倫理を定める。これにより、本会が活動の実践を支援することを通じて、会員が遂行する業務の健全性を担保し、業務に対し、発注者を含めプロジェクトの関係者（以下「発注者等」という）と社会の信頼を得ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、会員に適用する。

第2章 倫理綱領

第3条（会員の倫理、義務、価値、権利）

会員は、信義にしたがって、誠実かつ公正にRM業務を行う。

会員は、依頼者の信頼を得るように努め、依頼者に対して最善の努力をしなければならない。RM業務の価値は、会員そのものの価値に依存するものであり、それに対し報酬を受ける権利を持つ。

第4条（信用の維持）

会員は、透明性を保ち、業務に対する信用を維持するとともに、品位を高めるように努めなければならない。

第5条（専門的知識の維持）

会員は、自らの専門的知識の維持向上に努める。

第3章 一般規律

第6条（RM 業務等を行う者の専任性）

会員は、複数の団体会員の記名者になることができない。また、団体会員の記名者及び個人会員は、所属会社又は個人事務所として受託した価格開示方式®のプロジェクトにおける業務及びそれに付随する業務に関しては専任とし従事し、複数の会社の社員としての活動を禁止する。

第7条（信用を損なう広告宣伝の禁止）

会員は、RM業務またはその他の業務に関して、品位・信用を損なう方法や広告宣伝を行い、また事実を超える誇大広告や虚偽表示など不正な行為を行ってはならない。

第8条（違法な営業行為の禁止）

会員は、談合や紹介料の授受などの違法な営業行為を行ってはならない。

第9条（委託勧誘の禁止）

会員は、品位・信用を損なう方法によって、RM業務の委託営業を行ってはならない。また、RM業務の委託または紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。

第10条（法令等の遵守）

会員は、RM業務を遂行するに当たり、依頼者の要請があつたとしても法令違反に当たる行為を行ってはならない。また違法行為を助長し、またはこれらの行為を利用してはならない。

第11条（業務の公正中立）

会員は、RM業務において、公正中立の立場で依頼者と社会に責任を持って業務に当たらなくてはならない。

第4章 依頼者、業務関係者との関係における規律

第12条（守秘義務）

会員は、RM業務を遂行する上で知り得た依頼者の秘密を正当な理由なく他に洩らし、または利用してはならない。

第13条（利害関係等の告知）

会員は、RM業務を遂行するに当たり、関係者との利害関係等において、依頼者との信頼関係を損なうおそれのある事情がある時は、依頼者に対して、その事情を告知し承

諾を受けなければならない。

第14条（業務関係者との関係）

会員は、業務を遂行するに当たり、工事施工者等の専門家の意見を尊重しその正当な立場を侵さずお互いの役割と責任について明確な合意の上で相互の信頼を持って業務を遂行する。

第15条（責任と対価）

会員は、RM業務の受託に際し重要事項説明等により業務に対する責任の明確化、受託の趣旨、内容及び範囲とその適正・妥当な報酬金額また算定方法を明示し説明責任と書面交付の義務がある。

また会員の行った業務に対しては、公正且つ適正な代償を報酬の形で支払われるべきであり、委任された業務に瑕疵が生じた時は誠意を持って対応する責任を持つ。

第16条（依頼者との紛議）

会員は、依頼者との信頼関係を保持して紛議が生じないように努めるとともに、万一紛議が生じた場合は当事者間の責任で解決に努めなければならない。

第5章 他の会員との関係における規律

第17条（名誉の尊重）

会員は、相互に名誉と信義を重んじなければならない。

第18条（会員に対する不利益行為等）

会員は、他の会員の誹謗・中傷または、正当な業務慣行もしくは信義に反する行為等他の会員を不利益に陥れる行為を行ってはならない。

第6章 関係者との関係における規律

第19条（関係者からの利益供与）

会員は、RM業務に関し、関係者から利益の供与もしくは供応または業務補助・人的派遣などの無償の援助等を受け、またはこれを要求し、もしくはその約束をしてはならない。

第7章 規律

第20条（法制度の遵守）

会員は、建築基準法、建築士法、建設業法、民法等に関わる法令のほかRMA Jが定める会則等を遵守しなければならない。

第8章 本規程に違反した場合の処置に関する規程

第21条（本規程に違反した場合の処置）

会員が本規程に違反した場合の処置は、別に定める懲戒規程によらなければならない。
また、法令違反が明白な場合は、RMA Jは理事会の議決を経て刑事告発を行うことができる。

第9章 補則

第22条（委任）

本規程に定めるもののほか、会員の倫理に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。